

「田村市工事等の請負契約に係る競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱」に基づく基準等

田村市工事等の請負契約に係る競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱（平成19年田村市告示第32号。以下「指名等に関する要綱」という。）第4条第2項第2号及び第3項、第8条第1項第1号に規定する等級別格付基準、発注の標準となる工事等の設計金額をそれぞれ次のとおり定める。

第1 等級別格付基準

- 1 格付けは、土木一式工事、舗装工事、建築一式工事にあつては、S、特A、A及びBの4等級に分け、上・下水道工事にあつては、A及びBの2等級に分けて行う。
- 2 前項の格付けは、客観的事項及び主観点について次の方法により評価し、総合点を算出し、これを等級別に定めた基準数値に対応させて行う。

(1) 客観的事項

「建設業法第27条の2第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成6年6月8日建設省告示第1461号）」で定めるところの例により客観点を付与する。

(2) 主観的事項

主観的項目を以下のとおり定め、点数化し主観点を付与する。（別紙、主観点付与表）

- ア 市の除雪作業、災害発生時の協力、環境美化活動等の協力
- イ 従業員の市内消防団加入状況
- ウ 従業員の市内在住状況
- エ 雇用状況（障害者の雇用、次世代育成支援企業認定等）
- オ 指名停止の有無
- カ 市発注の除染関連業務実施状況
- キ 工事成績評定

- 3 共同企業体については、次の方法により格付けするものとする。

(1) 客観的事項審査の特例

ア 経営規模

審査基準日の直前2年間の年間平均完成工事高、自己資本額及び職員数は、各構成員の和とする。

イ 経営状況

各構成員の経営状況分析に係る評点の平均値とする。

ウ 技術力

各構成員の技術職員数値の和とする。

エ その他の審査項目（社会性等）

その他の審査項目（社会性等）は、各構成員の評点の平均値とする。

第2 発注の標準となる工事等の設計金額

区分等	S・特A	A	B
土木一式工事	1,500万円以上	1,500万円以上	130万円以上
	6,000万円未満	4,000万円未満	1,500万円未満
舗装工事	1,000万円以上	1,000万円以上	130万円以上
	6,000万円未満	4,000万円未満	1,000万円未満

建築一式工事	1,500万円以上 30,000万円未満 ※20,000万円以上は、特定建築業許可を有すること	1,500万円以上 30,000万円未満 ※20,000万円以上は、特定建築業許可を有すること	130万円以上 1,500万円未満
上水道工事		1,000万円以上 6,000万円未満	130万円以上 1,000万円未満
下水道工事		1,000万円以上 6,000万円未満	130万円以上 1,000万円未満

1 指名等に関する要綱第8条第1項第2号に規定する工事等は、次に掲げるものとする。

(1) 災害復旧工事

ア 災害応急工事等緊急を要する工事

イ 応急工事以外の災害復旧工事で入札参加可能範囲内の業者だけでは対応できない場合において、工事担当課長は、指名等に関する要綱第7条に規定する指名委員会に別途協議するものとする。

(2) 大規模工事の一部施工に係る工事

(3) 特別の設備又は技術を必要とする工事

(4) 特別の事情により、指名対象業者の所在地が限定され、その地域内に入札参加可能範囲内の業者が不足又はいない場合

(5) 建築物に係る補修工事（付帯する設備工事を含む。）

附 則

1 この基準等は、平成31年4月1日から施行する。

※参考

○田村市工事等の請負契約に係る競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱

第8条 指名競争入札に参加する者を選考し、又は決定する場合の基準は、次に掲げるところによる。

- (1) 有資格業者名簿に登録されている者のうち、設計額が発注の標準となる工事等の設計額に対応する等級に属する者のうちから指名する。ただし、必要がある場合は、別に定める入札参加可能範囲の範囲内における上位又は下位の等級に属する者のうちから指名することができる。
- (2) 災害復旧等のため、緊急又は短期間に完成する工事等、特定の機械又は技術を必要とする工事等その他特に必要があると認められる工事等については、前号の規定にかかわらず、有資格業者名簿に登録されている者のうちから指名することができる。